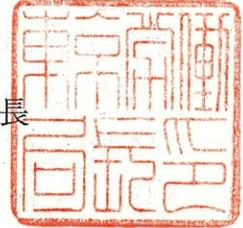


東労発雇均 0628 第 1 号  
令和 6 年 6 月 28 日

各事業者団体の長 殿

東京労働局長



フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に向けた周知等について  
(協力依頼)

平素から、労働行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)(令和 5 年法律第 25 号。以下「本法」といいます。)が、令和 6 年 11 月 1 日に施行されることとなりました。

本法は、個人として業務委託を受けるフリーランス(事業者)と企業などの発注事業者の間の取引の適正化、フリーランスの就業環境の整備を図ることを目的とし、

- (1) 取引の適正化を図るため、発注事業者に対し、フリーランスに業務委託した際の取引条件の明示等を義務付け、報酬の減額や受領拒否などを禁止するとともに、
- (2) 就業環境の整備を図るため、発注事業者に対し、フリーランスの育児介護等と業務の両立に対する配慮やハラスメント行為に係る相談体制の整備等を義務付けています。

内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省では、本法の施行に伴い必要となる関係政令等の策定を進めていたところ、令和 6 年 5 月 31 日、本法の政令、規則、省令、指針及びガイドラインを公表しました。

貴団体におかれましては、これまで、本法に関する周知啓発に関して御協力を賜ってきたところですが、本法の円滑な施行に向けて、改めて、本法の内容を御理解いただき、必要な準備を進めていただくため、下記の 3 点について御協力をいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



## 記

### 1. フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知について

前述のとおり、本法は令和6年11月1日に施行されます。本法に関する取引を行っている方は、施行までに本法の義務、禁止行為等について十分理解し、違反する行為を行うことがないよう必要な準備を行っていただくことが重要となります。

本法については、下記URLにおいて、本法の内容について説明した資料、Q&A、リーフレット、解説動画などを公開しておりますので、貴団体におかれましても、会員事業者にご案内いただき、御活用いただけますと幸いです。

#### **本法の内容に関する御案内**

法律の主要なポイント、動画、Q&A、リーフレット等はこちらをご覧ください（各コンテンツは順次更新予定）。

内閣官房、中小企業庁及び厚生労働省の関連ページにもアクセス可能です。

[https://www.jftc.go.jp/fllaw\\_limited.html](https://www.jftc.go.jp/fllaw_limited.html)

※本法に関するリーフレットのほか、関連のリーフレットを添付させていただいております。

### 2. 所管省庁委主催の説明会の周知について

公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省では、施行に向けて本法の義務、禁止行為等について十分理解していただき、本法の違反行為を未然に防止するため、発注事業者及びフリーランスの双方を対象とした説明会を下記のとおり実施しますので、会員事業者へ御案内をお願いいたします（先着・事前申込制）。

参加を御希望される場合は申込フォームからお申込みください。

<https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/freelance.html>

※東京会場の説明会の内容は、アーカイブ動画で後日掲載予定です。

### 3. 東京労働局ホームページ内の特設サイト開設

東京労働局では本法に関する特設サイトを開設し、1分動画による情報提供を行っておりますので、貴団体におかれましても、会員事業者にご案内いただき、御活用いただけますと幸いです。

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/freelance\\_00001.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/freelance_00001.html)

#### **【本件の問い合わせ先】**

●東京労働局雇用環境・均等部指導課 03-6867-0211

# フリーランス(※)の皆さまへ

(※)特定受託事業に従事する方

## 令和6年11月から 労災保険に特別加入できるようになります

(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行日から加入できます)

### 特別加入制度とは

労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度です。労働者以外の方でも、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、補償を受けることができます。これを「特別加入制度」といいます。

### 特別加入のメリット

労災保険に特別加入することにより、仕事中や通勤中のケガ、病気、障害または死亡等に対して、補償を受けられます。

### 給付内容

労災保険給付では、ケガ等の治療に必要な給付や、ケガ等で休業する際の休業期間の給付、治療後に障害が残った場合の給付、お亡くなりになった場合の遺族への給付等が支給されます。

### 対象

「フリーランス(特定受託事業者※<sup>1</sup>)が企業等(業務委託事業者※<sup>2</sup>)から業務委託を受けて行う事業(特定受託事業)」または「フリーランスが消費者(業務委託事業者以外の者)から委託を受けて行う特定受託事業と同種の事業」(他に特別加入可能な事業または作業を除く)が対象となります。

今回の対象業務について、このリーフレットでは「特定フリーランス事業」と言います。

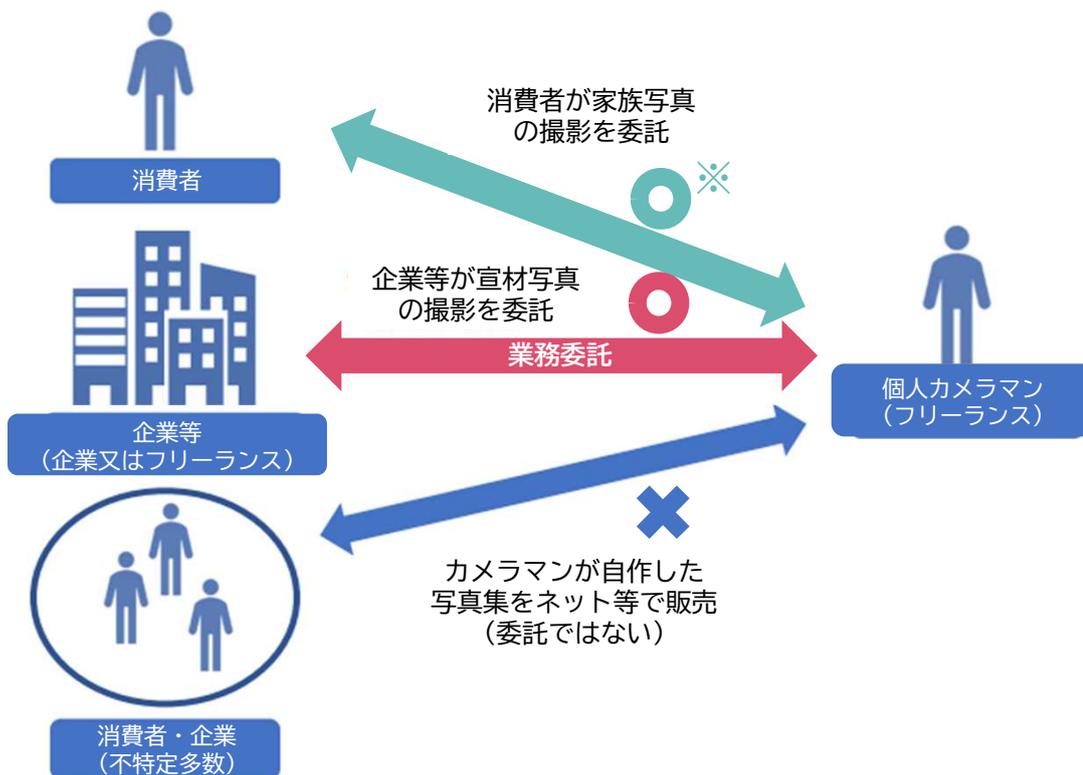
- (※1) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)に規定する、業務委託の相手方である事業者であって、従業員を使用しないもの
- (※2) 業務委託を行う事業者

詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

# 特別加入の対象となる事業

- フリーランスが企業等から受けて行う「業務委託」が対象となります。
- 「業務委託」とは、企業等がその事業のために他の事業者、物品の製造、情報成果物の作成（プログラミング等）、役務の提供（通訳等）を委託することをいいます。
- つまり、フリーランスが企業等から業務委託を受けて行う「事業者間の委託取引」（下の図の赤い矢印の取引）が対象となります。
- さらに、企業等から業務委託を受けて事業を行うフリーランスが、当該事業と同種の事業を消費者から委託を受けて行う場合（下の図の緑の矢印の取引）のケガ等も補償の対象となります（※）。

（例）一人のカメラマンが様々な仕事を行う場合の対象となる業務



（出典）「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化法等）説明資料」（内閣官房新しい資本主義実現本部事務局、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）を基に厚生労働省労働基準局労災管理課において作成。

（参考）「フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ」（厚生労働省ウェブサイト）：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/zaitaku/index\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html)

## ○企業等からの業務委託の例（対象となる事業）

- ・ 翻訳、通訳（外国書籍の翻訳、海外出張時の同行通訳）
- ・ 講師、インストラクター（ピアノ教室、スポーツジムのインストラクター）
- ・ デザイン、コンテンツ制作（広報用のイラスト作成、集計プログラム作成）
- ・ 調査、研究、コンサルティング（商品売買のための市場調査）
- ・ 営業〔商品（保険、電子機器等）の営業代行〕

## ○消費者からの委託の例

（同種の事業を企業等から業務委託を受けて行う場合のみ対象となる事業）

- ・ 企業からの業務委託で宣伝写真の撮影の事業を行っているフリーランスのカメラマンが、消費者からも家族写真の撮影を委託されて事業を行う場合



労働契約を締結している場合や、取引の形式に関わらず、実態として労働者と認められる場合は、特別加入せずとも労災保険が適用されます。

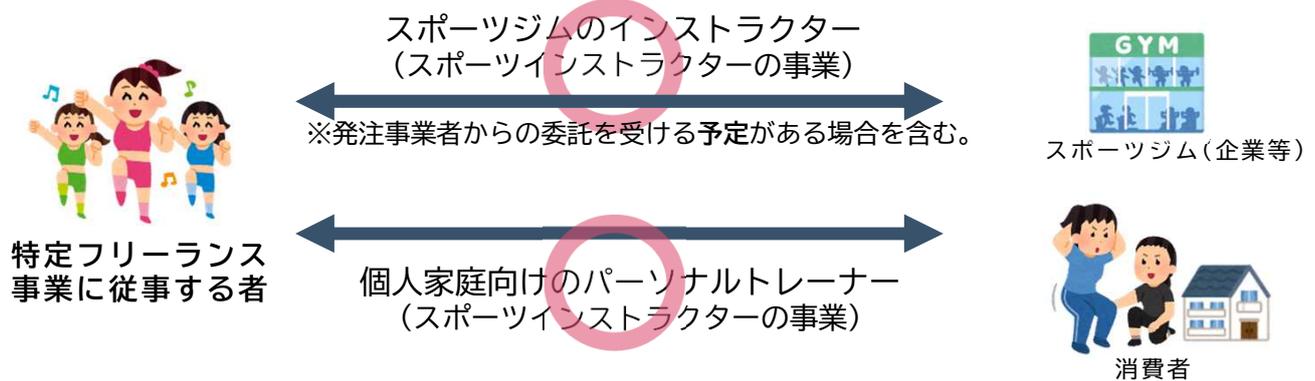
※このリーフレットでは、伝わりやすさを優先し、例えば「カメラマン」といった一般的な用語を用いて表現していますが、詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

# 特別加入の対象となる場合・ならない場合

- ① フリーランスが企業等から業務委託を受けて行う事業
  - ② ①と同種の事業について、フリーランスが消費者から委託を受けて行う事業
- ※いずれも、他に特別加入可能な事業または作業を除きます。

## 対象となる場合

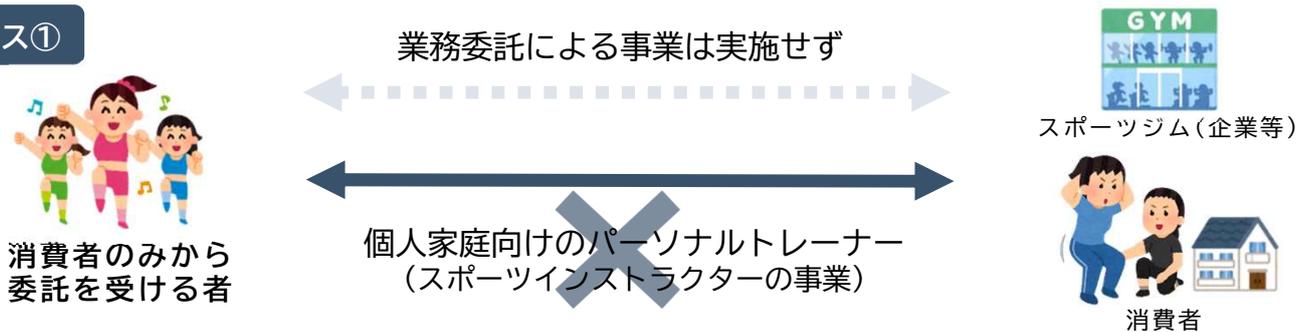
企業等のみから業務委託を受ける場合や、  
企業等からの業務委託を受け、かつ当該業務と同種の事業について消費者から委託を受ける場合が対象となります。



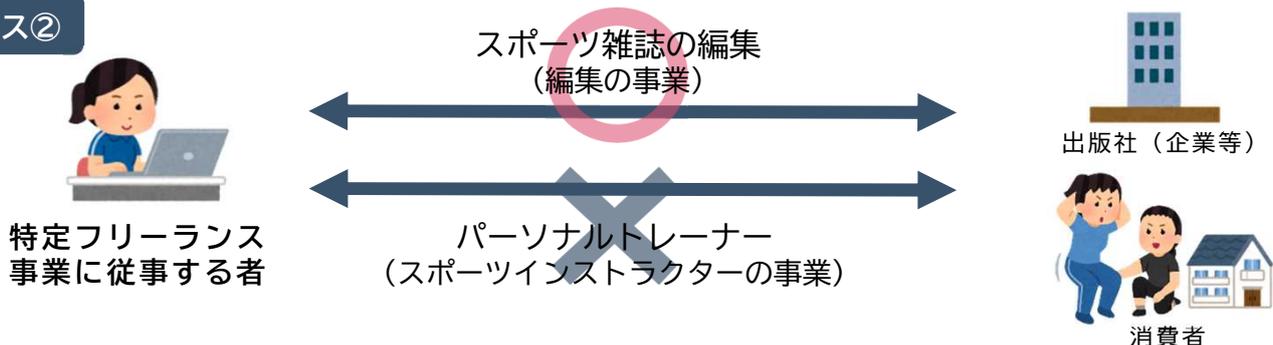
## 対象とならない場合

消費者のみから委託を受ける場合 **ケース①** や、  
企業等からの業務委託を受けているが、当該業務とは異なる事業について、消費者から委託を受ける場合 **ケース②** は、対象となりません。

### ケース①



### ケース②



詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

# 特定フリーランス事業として加入できる場合・できない場合

- 特別加入は、特定の事業または作業ごとに、該当する特別加入団体を通じて加入することができます。
- 下の表に記載する事業または作業に従事する方は、特定フリーランス事業の対象ではないので、該当する特別加入団体を通じて加入してください。
- 表中の事業または作業に当てはまらない方は、特定フリーランス事業に加入してください。

## 特定フリーランス事業以外の特別加入の事業または作業に従事する方

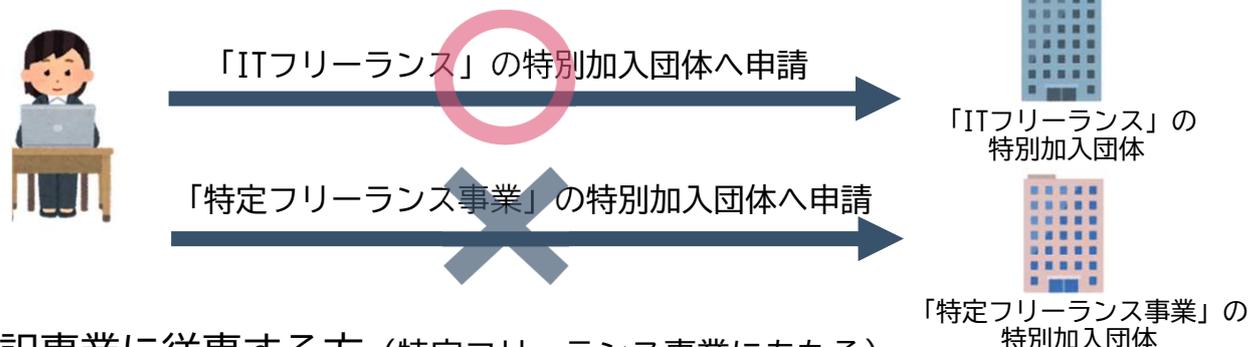
個人タクシー業者、個人貨物運送業者など（※1）	特定農作業従事者（※2）
建設業の一人親方等	指定農業機械作業従事者（※3）
漁船による自営漁業者	国・地方等が実施する訓練従事者
林業の一人親方等	家内労働者等
医薬品の配置販売業者	労働組合等の一人専従役員
再生資源取扱業者	介護作業従事者
船員法第1条規定の船員	家事支援従事者（いわゆる家政婦（夫））
柔道整復師	芸能関係作業従事者
創業支援等措置に基づく高年齢者	アニメーション制作作業従事者
あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師	ITフリーランス
歯科技工士	

※特別加入団体の一覧表を厚生労働省ウェブサイトに掲載しています。ページ内の「特別加入団体一覧表」をご参照ください。



- ※1 例えば自動車や原動機付自転車を使用したフードデリバリーサービス、貨物軽自動車運送事業者（黒ナンバー）  
 ※2 年間総販売額300万円以上または経営耕地面積2ヘクタール以上を有しており、所定の作業に従事する方  
 ※3 販売額や耕地面積に関係なく、トラクター等の所定の機械を使用して土地の耕作等の作業に従事する方

### 例1) ITフリーランス（上記表中の事業にあたる）



### 例2) 通訳事業に従事する方（特定フリーランス事業にあたる）



詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

# 労災保険特別加入の手続きQ & A

**Q** 特別加入する場合、どのような手続きが必要ですか？

今後設立予定の特定フリーランス事業の特別加入団体を通じて、加入申請書等を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

**Q** 特別加入後、工作中や通勤中にケガ等をした場合はどうすればよいですか？

請求したい保険給付の請求書を所轄の労働基準監督署※等に提出してください。

※特別加入団体の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署

**Q** 会社員に近い形で働いている場合は加入できますか？

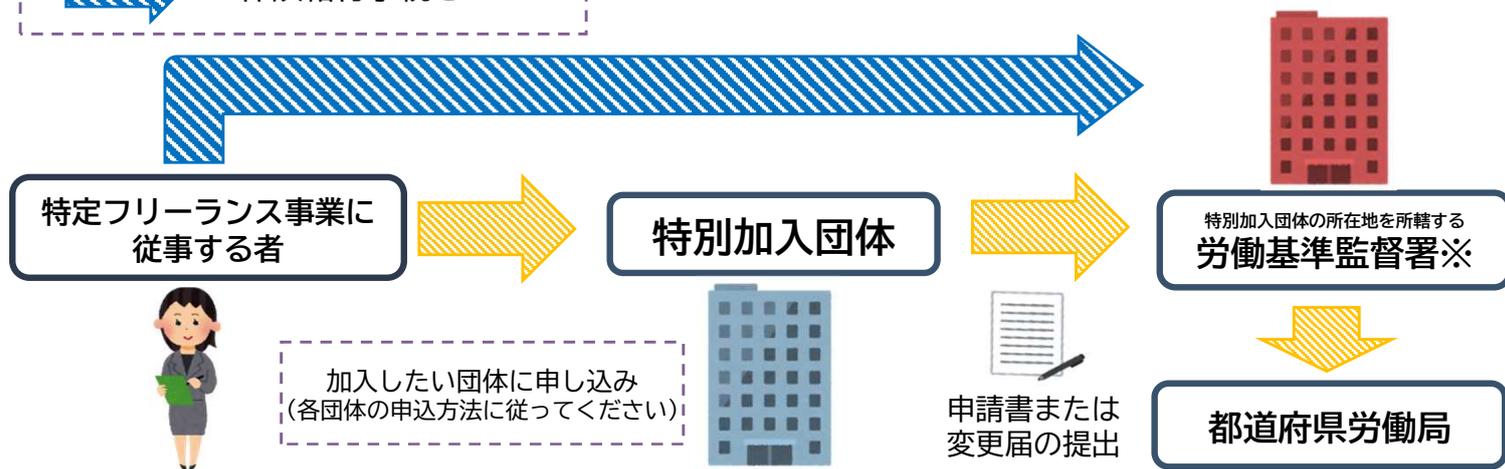
労働契約でない請負等の契約により業務に従事している場合は特別加入することが可能です。なお、契約形式に関わらず、実態として労働者と認められる場合は、特別加入せずとも労災保険が適用される※ため、それにより補償を受けることができます。

※この場合、事業主は保険料を納めることになります。

## 加入手続き・保険給付手続きの流れ

 : 加入手続き  
 : 保険給付手続き

※ただし、療養の給付の請求書（様式第5号, 16号の3）は、労災保険指定医療機関等を経由して労働基準監督署へ提出。



## 保険料の計算方法

保険料および被災時の給付額を算出する基礎になるものを給付基礎日額といいます。特定フリーランス事業に従事する者が所得水準に見合った適正な給付基礎日額を16段階のうちから選択して特別加入団体が申請し、労働局長が承認した額が給付基礎日額となります。この給付基礎日額に365を乗じた保険料算定基礎額に第二種特別加入保険料率（3/1,000）を乗じたものが、1年間の保険料となります。

給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 B = A × 365日	年間保険料 保険料算定基礎額 × 保険料率(3/1000)	給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 B = A × 365日	年間保険料 保険料算定基礎額 × 保険料率(3/1000)
25,000 円	9,125,000 円	27,375 円	10,000 円	3,650,000 円	10,950 円
24,000 円	8,760,000 円	26,280 円	9,000 円	3,285,000 円	9,855 円
22,000 円	8,030,000 円	24,090 円	8,000 円	2,920,000 円	8,760 円
20,000 円	7,300,000 円	21,900 円	7,000 円	2,555,000 円	7,665 円
18,000 円	6,570,000 円	19,710 円	6,000 円	2,190,000 円	6,570 円
16,000 円	5,840,000 円	17,520 円	5,000 円	1,825,000 円	5,475 円
14,000 円	5,110,000 円	15,330 円	4,000 円	1,460,000 円	4,380 円
12,000 円	4,380,000 円	13,140 円	3,500 円	1,277,500 円	3,831 円

# 2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

## 法令改正等の主な内容

### 1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も**対象にすることが義務付けられます**。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること**

### 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、

- ① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
  - ② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面
- については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 注意事項

## 重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

### 《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

### 《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



## 作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

## 元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければなりません。

## 周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。

周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

## 請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人でも立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。